

「習志野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び習志野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

令和3年度介護報酬改定において、厚生労働省で定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」の改正に伴い、省令の基準と同様に事業の一般原則について、令和3年習志野市議会第1回定例会にて承認をいただき、本条例に追加しました。

#### <改正目的>

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、地域包括ケアシステムの推進として「住み慣れた地域において利用者の尊厳を保持しつつ、切れ目なくサービスが提供されること」や自立支援・重度化防止の取り組みの推進として、「制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進する」ことを目的としています。

#### <改正内容>

現行事業の一般原則に、次の2点を追加しました。

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、サービスの提供に当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### <施行日>

令和3年4月1日